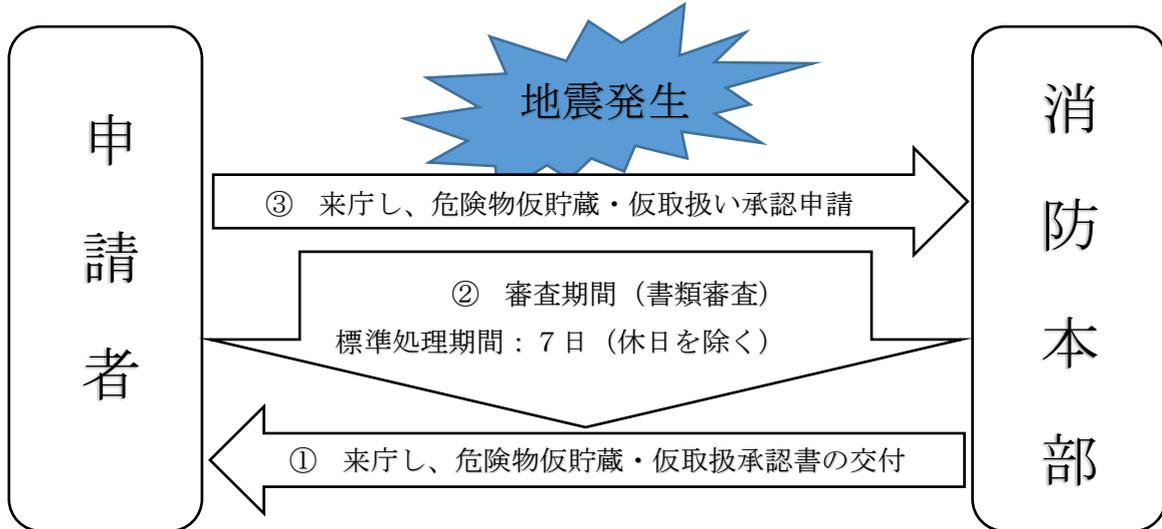
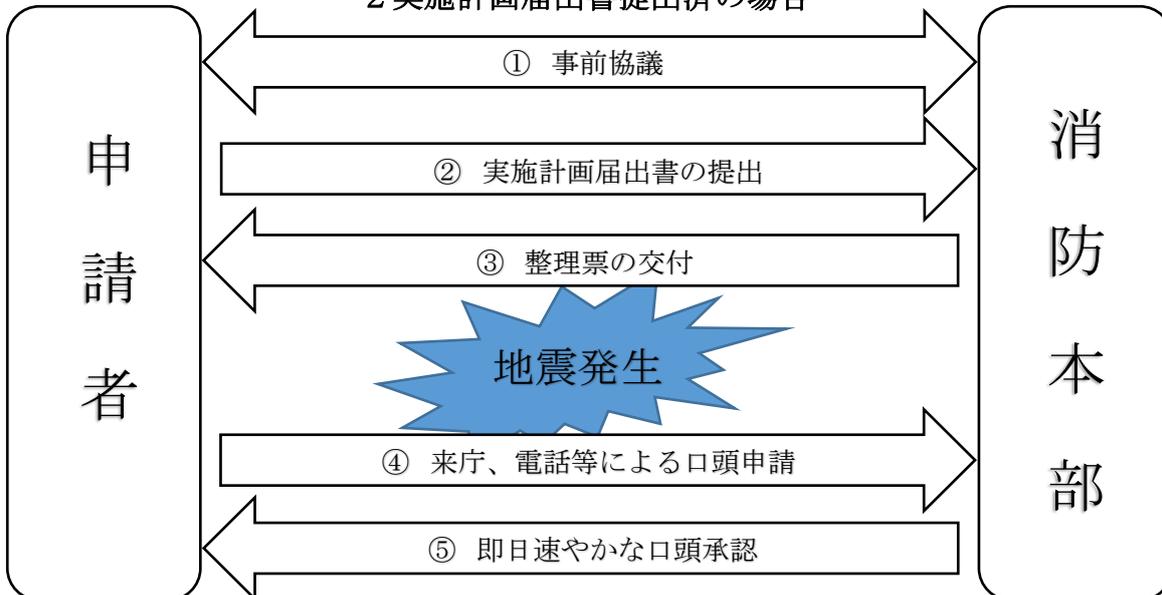


1 実施計画届出書未提出の場合



- ・震災時であっても、原則来庁による申請は必要となります。
- ・通常時の危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請であっても承認までの標準処理期間は7日（休日を除く）を要するため、申請に係る事前相談を含めるとさらに期間を要します。
- ・震災時は、消防本部も総力で災害対策業務に従事しているため、通常の手続きが困難となる可能性があり、承認まで通常時より大幅に期間を要するおそれがあります。

2 実施計画届出書提出済の場合



- ・事前に消防本部と協議し、実施計画書を提出しておくことで、震災時に来庁せずとも電話等による申請が可能となります。
- ・申請から承認までの期間が短縮（即日可能）できるため、災害により臨時的な危険物の貯蔵、取扱いを迅速に行うことが可能となり、スムーズな災害復旧を図ることができます。
- ・ただし、後日来庁可能となった際には、危険物仮貯蔵・仮取扱申請書を改めて提出する必要があります。